

岩手県医療局管理規程第 4 号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県医療局長 小 原 重 幸

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（育児を行う職員の深夜勤務の制限） 第17条の 6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）<u>第61条第27項</u>に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による深夜勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。 （育児を行う職員の時間外勤務の制限） 第17条の 9 <u>3歳に満たない</u>子のある職員が当該子を養育するために育児介護休業法<u>第61条第19項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。 第17条の10 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために育児介護休業法<u>第61条第23項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。 （介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第17条の13 第17条の 6 から前条まで（第17条の 8 第 1 項第 3 号から第 6 号まで並びに前条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項各号を除く。）の規定は、第35条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の 6 中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「第35条第 1 項に規定する	（育児を行う職員の深夜勤務の制限） 第17条の 6 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育するために育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）<u>第61条の 2 第18項</u>に規定する深夜における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による深夜勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。 （育児を行う職員の時間外勤務の制限） 第17条の 9 <u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子のある職員が当該子を養育するために育児介護休業法<u>第61条の 2 第14項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。 第17条の10 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために育児介護休業法<u>第61条の 2 第16項</u>に規定する正規の勤務時間外における勤務の制限の承認を受けようとするときは、別に定める様式による時間外勤務制限請求書を所属長に提出しなければならない。 （介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限） 第17条の13 第17条の 6 から前条まで（第17条の 8 第 1 項第 3 号から第 6 号まで並びに前条第 1 項第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項各号を除く。）の規定は、第35条第 1 項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第17条の 6 中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして医療局長が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が当該子を養育」とあるのは「第35条第 1 項に規定する

要介護者（以下この条、第17条の8から第17条の10まで及び第17条の12において「要介護者」という。）のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「第61条第27項」とあるのは「第61条第28項において準用する同条第27項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第17条の9中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条第19項」とあるのは「第61条第20項において準用する同条第19項」と、第17条の10中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条第23項」とあるのは「第61条第24項において準用する同条第23項」と、第17条の11第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、同条第4項中「前2条」とあるのは「第17条の9又は前条」と、「は、当該請求」とあるのは「は、それぞれ公務の運営への支障の有無又は当該請求」と、「おいて、当該請求」とあるのは「おいて、公務の運営に支障がある日又は当該請求」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（配偶者同行休業）

第17条の16　〔略〕

2　配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

（1）　当該職員の申請に係る配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項、第34条第9号及び第14号並びに第35条第1項において同じ。）が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合

要介護者（以下この条、第17条の8から第17条の10まで及び第17条の12において「要介護者」という。）のある職員が医療局長が定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「第61条の2第18項」とあるのは「第61条の2第19項において読み替えて準用する同条第18項」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第17条の8第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第17条の9中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条の2第14項」とあるのは「第61条の2第15項において読み替えて準用する同条第14項」と、第17条の10中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「第61条の2第16項」とあるのは「第61条の2第17項において読み替えて準用する同条第16項」と、第17条の11第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、同条第4項中「前2条」とあるのは「第17条の9又は前条」と、「は、当該請求」とあるのは「は、それぞれ公務の運営への支障の有無又は当該請求」と、「おいて、当該請求」とあるのは「おいて、公務の運営に支障がある日又は当該請求」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

（配偶者同行休業）

第17条の16　〔略〕

2　配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。

（1）　当該職員の申請に係る配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第34条第12号及び第25号を除き、以下同じ。）が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合

(2)～(5) [略] (特別休暇) 第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(7) [略] (8) 職員の保護する<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間 (9) 職員が、その養育する22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他医療局長が定める者（以下この号において「子等」という。）の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話<u>又は</u>養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（養育する子が2人<u>以上</u>の場合にあつては、<u>10日</u>）の範囲内の期間 (10)～(26) [略] (証明書類の提出) 第37条の4 [略]	(2)～(5) [略] (特別休暇) 第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(7) [略] (8) 職員の保護する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u>者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間 (9) 職員が、その養育する22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）、配偶者、父母、配偶者の父母その他医療局長が定める者（以下この号において「子等」という。）の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話、<u>養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話若しくは学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして医療局長が定める事由に伴う養育する子の世話をを行うこと</u><u>又は</u><u>養育する子の教育若しくは保育に係る行事のうち医療局長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（養育する子が2人の場合にあつては<u>10日、3人以上の場合にあつては12日</u>）の範囲内の期間 (10)～(26) [略] (証明書類の提出) 第37条の4 [略] <u>（介護についての申出があつた場合における措置等）</u> 第37条の5 <u>医療局長は、職員が医療局長に対し、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他医療局長が定める者が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の利用に係る申告等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u> <u>2 医療局長は、職員に対して、当該職員が40歳に達する日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければ</u>
--	--

	<u>ならない。</u> <u>3 医療局長は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第37条の6 医療局長は、介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。